第 69 回 金沢市都市計画審議会議事録

１．日時

平成 24 年 2 月 29 日（水）14:00～17:15

２．場所

金沢市役所７階　全員協議会室

３．出席委員

（各５０音順）

①学識経験者

朝倉　忍	金沢市農業委員会長
池本　良子	金沢大学教授
坂本　英之	金沢美術工芸大学教授
高山　純一	金沢大学教授
馬場先　恵子	金沢学院大学教授
半田　隆彦	金沢経済同友会理事
水橋　惠子	石川県消費生活センター所長
森　俊偉	金沢工業大学教授
山田　文代	石川県建築士会評議員

②市議会議員

宮崎　雅人	金沢市議会副議長
粟森　慨	金沢市議会総務常任委員長
松井　純一	金沢市議会都市整備常任委員長

③関係行政機関

奥村　幹雄	石川県警察本部交通部長（代理）
佐藤　勝彦	石川県農林水産部長（代理）
鶴井　秀樹	石川県土木部長（代理）
森本　励	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

④市民

高田　千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会長
平田　博	金沢市町会連合会長

○司会

定刻となりましたので、只今より、第69回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の都市計画審議会では、計画案件10件、その他案件2件についてご審議いただく予定となっております。

どうか十分なご審議をお願い申しあげます。

議事に先立ちまして、都市整備局長の扇子より一言、ご挨拶申し上げます。

○扇子局長

都市整備局長の扇子でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

今年度の都市計画審議会は5月と11月に開催させて頂きました。本日は今年度最後の審議会になるかと思います。これまでご審議頂きました案件については、順次決定手続きがなされております。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、北陸新幹線開業まであと3年となりました。金沢市としては、さらに魅力を高め、街のにぎわいをあげるため、全庁あげて取り組んでおります。金沢駅西口広場整備においては、11月22日にバスロータリー工事が完成し、他の工事も順調に進んでおります。

本日の都市計画審議会の審議案件は計画案件10件、その他の案件2件でございます。区画整理事業の海側3組合の最後である副都心大友地区や米泉町10丁目地内のJT跡地における、地区計画の決定、用途、高度地区などの変更のほかに寺町台地区の伝建地区指定や県決定の案件である海側環状道路、寺町大通りの変更、そして産業廃棄物中間処理施設の位置の指定など非常に盛りだくさんの内容ではございますが、ご審議のほどどうかよろしくお願い致します。

○司会

議案書に訂正がございます。1ページ審議会委員名簿において、関係行政機関警察本部奥村委員の代理として木村氏が出席となっておりますが、三島真次（みしましんじ）警察本部交通規制課長に変更となっております。また、国道交通省河川国道事務所長　森本委員につきましては、急遽予定がはいったとのことで、代理として飯野克宏（いいのかつひろ）建設専門官が出席でございます。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります　森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしくお願いいたします。

●会長

最初に事務局の報告によりますと、只今、委員20名のうち、現在18名が出席していますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

まず、委員の異動がありましたので事務局より報告願います。

○司会

それでは、昨年12月の市議会副議長交代により委員の異動がありましたので、新たに就任されました委員をご紹介申し上げます。

金沢市議会 副議長の宮崎 雅人（みやざきまさと）委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第７条の規定によりまして、議事録の署名委員を指名させて頂きます。

今回は、水橋委員、半田委員にお願いいたします。

お二人にはどうぞよろしくお願いいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。

まず、「議案第322号 金沢都市計画 土地区画整理事業の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第 322 号金沢都市計画　土地区画整理事業の変更、副都心北部大友地区について説明いたします。お手元の議案書、2 ページから 4 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧ください。

本案件は、大友土地区画整理事業の区域面積の変更であります。

まず、位置の確認です。議案書 3 ページをご覧下さい。こちらが、石川県庁になります。こちらが金沢駅港線です。こちらが北安江粟崎線です。こちらが金沢外環状道路（海側幹線）です。

現在施行中の金沢副都心北部大友土地区画整理事業区域は、海側環状道路の沿道に位置し、大友町、近岡町、直江町及び南新保町を含んだ当初計画面積 10.9ha の区域です。平成 19 年 12 月 14 日都市計画決定されています。

こちらが、大友土地区画整理事業の全体図です。

赤線で囲まれた部分が大友土地区画整理区域となります。赤色で塗られた部分が、面積追加箇所となります。青色で塗られた部分が、面積減少箇所となります。

面積追加部分のこちらは、区画整理施行地区内の住宅地区と南側に接する市道戸水割出線との車輌によるアクセス性を容易にするために区画道路の配置形態の変更を行うものであります。

面積減少部については、交差点協議の結果、区画道路の取り付けが不要となったため、整備影響の無くなった当初区域内の宅地を区域からはずすものと、現況の道路及び水路をそのまま使用するものとしたことによるものであり、公共施設整備を必要最低限のものとしたことによるものです。

以上のように、区域面積は 10.9ha から 0.2ha 減り 10.7ha に変更となります。

なお、当案件は 2 月 1 日から 2 月 15 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第 322 号の議案説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ａ委員

土地区画整理事業の区域から道路の部分を削除する箇所がありますが、道路を外してしまいますと、道路が不連続になってしまうのではないかと思われますが。

○事務局
　すでに道路整備されている箇所でございまして、区域から外すことにより、道路が不連続になってしまうということはございません。ほかにも用水の部分などにも同じように区域から外した箇所がございまして、公共施設の整備を最小限にしたということです。

●Ａ委員
　区域に入っていても、入ってなくても影響のない部分ですよね。あえて、区域からはずす一番の理由はなんでしょうか。

○事務局
　都市計画区域と、事業認可としての区域が違っていたために、今回一緒な区域に合わせたということです。

●Ａ委員
　本来なら、都市計画区域と事業認可区域が一緒であるはずなのに、都市計画決定が先走って広めにとったということですね。

○事務局
　都市計画決定がなされた後で、事業認可を受けるのですが、その際に整備されている道路・水路は、区域に入れなくてもよいということで、都市計画決定区域の内側の範囲ではずしていましたので、今回区域をあわせたということです。

●Ａ委員
　なぜ、事業認可時に都市計画決定区域に合わせなかったのか。

○事務局
　整備をしないものについては、事業認可区域に入れる必要はないと判断し、事業区域からはずしました。

●Ａ委員
　都市計画区域に含めたままで、不都合はあるのですか。

○事務局
　特にはないです。大きな面積であれば、公園の必要面積等に影響してくることがありますが、今回の 0.2ha であれば影響ないです。今回は、都市計画区域と事業区域を合わせるということでご理解をいただきたいと思います。

●会長
　それでは、質問はありましたが特に問題ということはないので、本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第 323 号 金沢都市計画　道路の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第 323 号金沢都市計画　道路の変更についてご説明します。

お手元の議案書、5 ページから 8 ページになりますので、こちらのスクリーンと併てご覧下さい。

まず、位置の確認です。議案書 6 ページをご覧下さい。こちらが西金沢駅です。こちらが、西金沢駅からつながる松島西金沢線です。

こちらが、北安江八日市線です。この北安江八日市線とＪＲ線にはさまれたＪＴ金沢工場跡地における都市計画道路の追加変更です。

こちらが計画図です。議案書は 7 ページをご覧下さい。この赤色で塗られた少しＳ字になった道路が、「都市計画道路 3･5･53 号米泉町 10 丁目線」です。幅員は 14m、延長約 350m の 2 車線道路です。

ＪＴ金沢工場跡地において、駅周辺地域における快適な居住環境の創出や利便性向上のための商業サービス施設、及び公共施設の整備などの開発による土地利用方針が明確となったため、この区域内に往来する車輌や歩行者等を周辺の主要幹線道路へと円滑かつ安全に集散させるとともに、土地利用方針に基づくまちづくりの推進・誘導を図るため、新規に決定するものです。

こちらのＪＲ線路に平行した道路が、「7･6･19 号高架側道 7 号線」です。幅員は 8.5m、延長約 350m です。この道路についても、ＪＴ金沢工場の閉鎖に伴いまして、都市高速鉄道（西金沢 1 丁目～乙丸町）の計画に基づく伏見川以南の軌道沿線について、この都市計画道路を新規に決定するものです。

こちらが道路断面図です。米泉町 10 丁目線は幅員 14m、高架側道 7 号線は幅員 8.5m です。

現況写真です。こちらが、米泉町 10 丁目線の北西から見た現況写真です。

こちらが、高架側道 7 号線の南西から見た現況写真です。

なお、当案件は 2 月 1 日から 2 月 15 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で、都市計画道路の変更についての説明を終わります。

●会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ｂ委員

米泉町 10 丁目線はなぜ、湾曲しているのですか。まっすぐつけた方が便利で、地面も有効に使えると思うのですが。

○事務局

北安江線の方は、JT の敷地の出入り口がこの場所であるために決まってしまいます。JR 側については、在来線の高架計画がございまして、将来的には西と東を結ぶ道路としたいと考えております。すでに高架になっている新幹線もこの部分についてはピアも外しており、将来の計画を考えてのことです。したがって、その両側を結ぼうとするとこのような線形になってしまうということです。

●Ｃ委員

道路の線形により不整形になった土地利用の見通しについてはどうなのでしょうか。

○事務局
　土地利用については、のちほど、地区計画等で説明いたしますが、市のマスタープランでも住宅地としての位置づけになっておりますので、JT にもその旨求めているところです。

●Ｄ委員
　高架側道 7 号線は、駅のところでＵターンする形になっていますが、将来的には、その先につながるのでしょうか

○事務局
　突き当りの先にあるのは西金沢駅の自由通路の入口です。松島西金沢線と結ぶことは考えていません。自動車はＵターンとなりますが、歩行者は通れます。

●会長
　それでは、特に意見もないようですので、本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第 324 号 金沢都市計画　用途地域の変更」「議案第 325 号　金沢都市計画　特別用途地区の変更」について事務局から説明をお願いします。

○事務局
　それでは、議案第 324 号、325 号は関連がありますので、まとめて説明させて頂きます。まず、議案第 324 号金沢都市計画　用途地域の変更についてです。
　議案書は 9 ページから 12 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。
　位置図になります。議案書 10 ページをご覧下さい。先ほど土地区画整理事業の区域の変更の説明いたしました、大友地区土地区画整理事業地域及びの都市計画道路の変更の説明をしました、米泉町 10 丁目地区の用途変更でございます。
　こちらの赤線で囲まれた部分が、今回用途地域を変更する範囲であり、現在施行中の大友地区土地区画整理の区域内になります。変更面積は 8.2ha です。
　今回、区画整理による、土地利用の方針が固まった区域において、用途地域の変更を行うものであります。
　こちらは、米泉町 10 丁目地区で、旧ＪＴ金沢工場跡地周辺の用途地域の変更を行う範囲であり、変更面積は 11.7ha a です。
　議案書 11 ページをご覧下さい。こちらが大友地区区画整理事業区域における拡大した図になります。左が現行用途地域、右が変更後の用途地域となります。
　こちらの、青色で囲まれた部分は大友区画整理事業区域でございます。このうち、赤線で囲まれた部分が用途変更範囲となります。
　金沢市用途地域設定基準に基づきまして、まず、海側幹線沿いにつきましては、自動車による環境への配慮の面、沿道サービスということで「準工業地域」を指定します。建ぺい率は 60%、容積率は 200%です。
　区画整理地内の都市計画道路「戸水直江線」については幅員 16m の幹線道路でありますので、沿道沿いには、「第 2 種住居地域」を指定します。建ぺい率は 60%、容積率は 200%となります。

第２種住居地域の背後地につきましても、周辺の既存用途地域に併せ、戸水直江線背後地は「第１種住居地域」を指定します。建ぺい率は 60%、容積率は 200%です。

続きまして、米泉町 10 丁目地区の拡大した図になります。左が現行用途地域、右が変更後の用途地域であります。

もともと、ＪＴ金沢工場があった場所でございますが、ＪＴが撤退したことにより、新たに適正な居住、就業環境づくりの推進を目指し、良好な環境の保全、創出を図るため、ふさわしい用途地域に移行いたします。

まず、西金沢駅周辺につきましては、土地の高度利用をはかり、商業施設の集積を図るため駅の南口と同じように「近隣商業地域」を指定します。この都市計画道路　松島西金沢線より 100m、及びＪＲ線路より 100m の区域になります。建ぺい率は 80%、容積率は 300%です。

ＪＲ線の沿道沿いにつきましては、環境基準によります線路境界から 100m を現在用途であります「準工業地域」のまま据え置きとなります。建ぺい率は 60%、容積率は 200%です。

こちらの大豆田大橋からつながる北安江八日市線及び西金沢駅からの松島西金沢線の沿道につきましては、幹線道路沿道として「第２種住居地域」を指定します。建ぺい率は 60%、容積率は 200%です。

背後地につきましては、周辺土地利用を考慮しまして、「第 1 種住居地域」を指定します。建ぺい率は 60%、容積率は 200%です。

概要表になります。議案書は９ページをご覧下さい。こちらの「第１種低層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「近隣商業地域」、及び「準工業地域」が今回の変更対象となります。

以上が今回用途地域の変更いたします地区でございます。

最後に、本案件について、平成 24 年２月１日から２月 15 日まで２週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議案第 325 号「金沢都市計画　特別用途地区」の変更についてご説明します。

お手元の議案書は 13 ページから 16 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

こちらが変更概要になります。本市においては、平成 19 年に「中心市街地活性化基本計画」の認定による、中心市街地の活性化を図るとともに、郊外地の大規模集客施設を抑制するために、既に第１種・第３種特別工業地区として指定されている範囲を除く全ての準工業地域において、大規模集客施設制限地区が指定されています。

今回の変更ですが、先程ご説明させていただきました、大友地区における「用途地域の変更」により、「準工業地域」に指定される区域、また米泉町 10 丁目地区における用途地域の変更により、準工業地域から第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域に変更する地域において特別用途地区の変更を行うものです。変更後の面積は約 1,372ha から 1,362ha となります。

ちなみに、大規模集客施設制限地区では、床面積の合計が１万㎡を超える大規模集客施設を建築することができません。

位置図になります。議案書 14 ページをご覧下さい。先ほどの用途地域の変更と同じ場所になります。こちらが、副都心北部大友地区区画整理地区です。こちらが、米泉

町 10 丁目、ＪＴ跡地付近です。
　続きまして、議案書 15 ページをご覧下さい。こちらの赤線の部分が、今回新たに「特別用途地区」を追加指定する大友地区で新たに準工業地域に指定した部分です。面積は１.2ha の追加であります。
　こちらの赤線の部分が、今回新たに「特別用途地区」を解除する区域です。もともとは準工業地域の区域でありましたが、先ほどの用途地域の変更に伴い、準工業地域では無くなる部分です。面積は 11.7ha の解除となります。
　最後に、本案件について、平成 24 年 2 月 1 日から 2 月 15 日までの 2 週間、公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

●会長
　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ａ委員
　11 ページの用途地域の変更について、3 や 2-3 の右側のブロックについて、本来であれば、幹線道路沿いに第 2 種住居地域、その背後に第 1 種住居地域が配置されるべきなのに、なぜこのブロックはすべて第 2 種住居地域なのですか。

○事務局
　このブロックは、一体利用されると利用方針が決まったので、用途境を設けませんでした。

○事務局
　補足いたします。用途設定基準では、第 2 種住居地域は幹線道路から 40ｍを基本としておりますが、40ｍ又は一街区という取扱いをしていますので、このブロックは土地利用が決まっている中で街路の計画も決まりましたので、このような用途分けにしたということです。

●Ａ委員
　先に土地利用が決まって、それにあう用途を設定したということですか。

○事務局
　あくまで、用途設定基準に基づいているが、1 ブロックとしての土地利用が決まったということで、1 街区として 2 種住居の範囲を広げたということです。

●Ａ委員
　確かに区画整理地においては、どんな使われ方をするのかは非常に大切ですが、逆に 1 街区を大きくすれば、設定基準を解除できて、区画整理組合がどんな使われ方でも先に決めてしまえば、それにあわせた用途に設定するということですか。

○事務局
　当然、土地の使われ方については、将来の用途等を市と協議をしながら進めていますので、一街区の大きさがどれだけ大きくても認めるのかなどは、状況に応じて判断しています。組合の考えもあるでしょうが、市の基準に基づいた土地利用を考えていくようお願いをしています。

●Ｅ委員
　米泉町の用途地域ですが、用途を変更することにより既存不適格になる建物は存在するのでしょうか。

○事務局
　準工業地域から第 2 種住居地域に変わった事により、既存不適格の建物が 2 件存在します。鉄工所と印刷所でございまして、地元の説明会でも説明し、ご理解はいただいたのですが、用途は変わったとしても、建築基準法上、今のままでの建替えは可能であり、1.2 倍までの増築も可能でございます。

●Ｅ委員
　住居系の用途地域が望ましい地区なので、既存不適格への対応など、住民への配慮も考えた上での変更であると思います。

●会長
　それでは、先ほど意見がでましたが、参考意見として取り扱っていただき、本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第 326 号 金沢都市計画　地区計画の決定（副都心北部大友地区）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局
　議案第 326 号「金沢都市計画　副都心北部大友地区　地区計画」の決定についてご説明します。
　お手元の議案書は、17 ページから 22 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。
　位置図になります。議案書 20 ページをご覧下さい。こちらの赤線で囲まれた部分が本案件の「大友地区の地区計画区域」であります。当該地は、先ほど審議いただきました、大友地区土地区画整理事業区域内の金沢外環状道路海側幹線沿いに位置しています。規模は約 10.7ha です。
　拡大した計画図であります。議案書 21 ページをご覧下さい。こちらの赤く囲まれた部分が地区計画区域になります。
　大友地区の地区計画目標としましては、副都心形成の一翼を担うと共に、海側幹線とその沿道地区の整備を受け持ち、都市の発展を支える魅力ある土地利用が期待される地区であります。その地区において、区画道路や公園等の適正な公共施設整備の基に、良好な環境を有する住宅地等の形成を計画的に誘導し、魅力的な市街地形成を実現することを目標としています。
　また、用途地域の設定に合わせた形で 3 つの地区に分かれております。
　準工業地域部分が「沿道地区Ａ」です。ここでは海側幹線沿道の有効利用に加えて沿道型施設の無秩序な立地を防止し、店舗や事務所、軽工場などを中心とした沿道型施設の立地誘導を図ります。
　第 2 種住居地域部分が「沿道地区Ｂ」です。ここでは沿道型施設の無秩序な立地を防止し、背後の住宅地に対する騒音等を緩和しつつ、商業業務系施設の立地誘導を図ります。
　第 1 種住居地域部分が「一般住宅地区」です。ここでは、閑静な住宅地として、迷

惑施設を排除し、良好な住環境を創出します。
　こちらが、土地利用図になります。議案書22ページをご覧下さい。赤色で囲まれた区域が地区計画区域となります。
　茶色の部分が「都市計画道路　海側幹線」です。幅員は60m です。こちらの黒色の部分は「都市計画道路　戸水直江線」です。幅員は16m であります。緑色の部分は「西部緑道」です。赤色で塗られた部分が「区画道路」で、幅員は6m と9m です。
　黄緑色の部分は「公園」です。青色部分は「水路」です。水色部分は調整池となります。
　次に、地区整備計画についてご説明いたします。
議案書は17ページから19ページをご覧下さい。
　建築物の用途の制限といたしまして、まず、建築基準法における用途地域内の制限の他、それぞれ3つの地区に共通して、次に掲げる建築物等は建築してはならないことを規定しております。畜舎　サイロ　自動車教習所　葬儀場　ゴルフ練習場　バッティング練習場、神社、寺院、教会その他これらに類するもの、ホテル、旅館は建築することはできません。
　次に、「沿道地区Ａ」ここは準工業地域となりますが、次の建築物等は建築してはならないと規定されています。カラオケボックス　射的場　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、風営法第2条第1項各号に掲げる営業の用に供する建築物、劇場、映画館、演芸場又は観覧場、倉庫業を営む倉庫
　これらは、建築することはできません。
　次に、「沿道地区Ｂ」ここは第二種住居地域となります。次の建築物等は建築してはならないと規定されています。カラオケボックス　射的場　勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、風営法第2条第1項第5号～8号までに掲げる営業の用に供する建築物。これは低照度飲食店とか区画席飲食店、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、スロットマシン、テレビゲーム機をさします。これらの用途の建築物は建築することはできません。次に、「一般住宅地区」ここは第一種住居地域となります。
　ここでは、建築基準法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設、ボーリング場、スケート場、水泳場などの運動施設は建築できません。また、危険物の貯蔵又は処理を行う施設も建築できません。危険物の規定としましては、重油につきましては400リットル以上、灯油、軽油ですと200リットル以上、ガソリンですと40リットル以上となります。また、風営法における、低照度飲食店(第2条第1項第5号)、区画席飲食店(第6号)は建築できません。以上が、建築物等の用途の制限になります。
　次に、《建築物の敷地面積の最低限度》ですが、敷地の細分化を防ぐとともに、日照・通風及び落雪・たい雪スペースの確保など良好な環境を保全するため、敷地面積の最低限度を150㎡（約45坪）とします。
　ただし、地区計画の都市計画決定時に、既に上記面積未満の敷地となっている場合は、この限りでないものとします。
　《壁面の位置の制限》ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地、公園、歩行者専用道路、水路の境界線までの距離の最低限度は1.0mとします。
　ただし、道路境界線または隣地境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が5㎡以内であり、かつ、軒の高さが3m以下の独立した車庫及び物置や、150㎡未満である敷地に係る建築物については適用しないこととします。
　次に《建築物等の高さの最高限度》について説明します。高すぎる建築物は、落ち着いたまちなみの景観を乱すとともに、隣家の日照・通風に影響を与えたり、圧迫感をもたらすことがあります。このために建築物等の高さを地区の特性にあった高さに

します。
「沿道地区Ａ」は 20m の高さに、「沿道地区Ｂ」及び「一般住宅地区」は 15m の高さに規定します。
次に《建築物等の形態又は意匠の制限》の項目ですが、建築物等の色彩は、別表に掲げるものとし、外壁はグレー、茶等落ち着いた色調とします。屋根の色彩は、黒、茶、グレーとなります。下の色の表は、屋根と外壁の色見本になります。屋根が緑色、外壁が赤色を示しており、それぞれ囲まれた範囲が使用できる色の範囲となります。
《屋外広告物》につきましては、まず、色彩、装飾、大きさ等により美観風致をそこなわず、景観形成上支障がないものとし、地区の区分に応じ、次に掲げるものとします。自己用又は管理広告物に限ります。建築物の屋根面及び屋上に設置できません。
突出公告は、地盤面からの最低高さが 3m以上で、壁面からの突出幅は 1m以下とします。独立広告物については、表示面を含め壁面後退部分に設置できません。
また、独立広告物の高さについては、「沿道地区Ａ」、「沿道地区Ｂ」は 6m 以下、「一般住宅地区」は 3m 以下とします。
広告物の表示面積については、「沿道地区Ａ」は 20 ㎡以下、「沿道地区Ｂ」は 10 ㎡以下、「一般住宅地区」は 5 ㎡以下とします。
最後に《垣又はさくの構造の制限》ですが、
道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、植栽又は高さが 1．5m 以下の透過性のフェンスとします。また、レンガ、ブロック、石等によるものは、高さが 0．6m 以下のものとします。
石等と生け垣、植栽又は透過性のフェンスを組み合わせたものは、組み合わせ高さを 1.5m 以下とします。
なお、平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 2 月 15 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。
以上で説明を終わります。

●会長
ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ａ委員
広告物の表示面積の合計が 20 ㎡までとなっていますが、一つだけ設置しようとすると 4m×5m の大きなものでも可能なのでしょうか。4m×5m の広告物は非常に大きいとは思うのですが。

○事務局
合計の面積なので、いくつかの広告物の面積の合計が 20 ㎡以下ということになります。商業系の用途ということも考慮して、この面積を基準としています。

●Ａ委員
他の地区もこのぐらいの基準を設けているのでしょうか。小分けすれば小さくなるのは分かるのですが、1 枚にするとものすごく大きくなってしまいますので、合計面積で規制していいのか、1 枚の最大面積で規制していいのかを考えるべきではないかと思います。

○事務局
　合計面積は、独立広告物だけの面積ではなく、壁面に取り付けるお店の名称なども含まれています。独立広告物一つだけで 20 ㎡となると、建物の壁面には名称等が一切取り付けられないことになりますので、特に商業系のところでは小分けでの設置となると考えられ、他の地区についてもこの考え方に準拠しております。一般住宅系では 5 ㎡となっており、独立広告物のみであったとしてもそれほど大きなものではないと考えられます。また、地区計画として地元の同意を得た中での運用となりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●Ｆ委員
　議案書 18 ページの建築物等の形態意匠又は意匠の制限の欄で、3 広告物は、景観形成上支障のないもので、と記載されているが、これはどのように判断するのでしょうか。

○事務局
　屋外広告物については、必ず屋外広告物審査会にて色彩等の具体的な判断を仰ぐことになっておりますので、その条件を満たしたものがここでいう景観形成上支障のないものと判断しております。

●Ａ委員
　広告物の合計面積ではなく、一枚として捉えた時に非常に大きく感じますので、1 枚の最大面積を制限したらどうかということです。合計だけでは、大きいものを設置することが可能であるため、規制としては弱いのではないかと思います。

○事務局
　地区計画は現行法規制の上乗せの基準でございます。現行は市の基準の中での景観形成上の検討であり、大きさについても景観上の中で審査を行いますが、法律の中では大きさ等の基準値がないわけですから、あくまで法規制のない中での制限であるということをご理解いただきたいと思います。

●Ａ委員
　電飾や電光掲示板などの規制はないのですが。

○事務局
　地区計画の中には含めていませんが、広告物審査会の中で基準を持っていますので、この地区計画には、上乗せの基準は作っていません。広告物に関しては、地区計画と屋外広告物条例、景観条例などで審査・指導しているということです。

●会長
　市で広告物を審査する審査会をもっていますよね。その審査会の中で、特殊なものや景観上ふさわしくないものが出てくれば、個別に指導するということですね。

○事務局
　そうです。先ほどの大きな広告物が出てきた場合などは、景観上問題あるのかどうかを審査会等で審査指導いたします。

●Ｃ委員
　色彩について、マンセル値の指定がございますが、景観条例上の規制値の範囲内になっているのですね。
○事務局
　はい。景観条例上のマンセル値の範囲内での基準でございます。

●会長
　それでは、いくつか意見出ましたが、今後計画を策定していく参考意見として取り扱って頂くということで、本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第 327 号 金沢都市計画　地区計画の決定（米泉町 10 丁目地区）」について事務局から説明をお願いします。

○事務局
　議案第 327 号「金沢都市計画　米泉町 10 丁目地区　地区計画」の決定についてご説明します。お手元の議案書は、23 ページから 25 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。
　議案書２４ページをご覧下さい。当該地は、先ほど審議いただきました、「ＪＴ金沢工場の跡地」でございます。こちらの赤線で囲まれた部分が本案件の「米泉町 10 丁目地区の地区計画区域」であります。規模は約 10.6ha です。
　拡大した計画図であります。議案書 25 ページをご覧下さい。こちらの赤く囲まれた部分が地区計画区域になります。
　この区域におきましては、現在まだＪＴの所有でありまして、今後ＪＴから購入したデベロッパーがどのように開発を行うのかは、未定であります。そのために今回、地区計画を定めることにより、この広大な敷地の土地利用の方向付けを行い、無秩序な開発を避けるために地区計画を決定するものであります。
　よって、こまかな内容は決定はしていません。今後この地区の具体的な計画がかたまりましたら、再度地区計画の変更を行いたいと考えています。
　米泉町 10 丁目地区の地区計画目標としましては、本地区を、西金沢駅周辺にふさわしい、快適な居住環境の創出や利便性を高める商業サービス施設の整備など、良好な市街地の形成を図ることを目標としています。
　また、用途地域の設定に合わせた形で４つの地区に分かれております。
　西金沢駅周辺の近隣商業地域部分が「拠点サービス地区」です。ここでは、周辺住宅地の利便性を高める商業施設や、業務施設等の立地誘導を図り、鉄道の緩衝的役割を担うサービス拠点環境の創出を図ります。
　ＪＲ線沿いの準工業地域部分が「沿道サービス地区Ａ」です。ここでは、鉄道の緩衝的役割を担うとともに、店舗、業務施設等、中層程度の集合住宅の立地を許容した機能的な沿道環境の創出を図ります。
　第 2 種住居地域部分が「沿道サービス地区Ｂ」です。ここでは、幹線道路沿道の有効利用と後背地の緩衝的役割を担う沿道環境の創出を図ります。
　第 1 種住居地域部分が「住宅地区」です。ここでは、優良な住宅街を形成するため、中層までの住宅を主体に、店舗や事務所の立地を許容した便利で快適な居住環境の創出を図ります。
　次に、地区整備計画についてご説明いたします。議案書は 23 ページをご覧下さい。
　まず、地区計画における施設としまして、「区画道路 1 号」を配置します。これは幅

員 12．0m で延長約 330m です。ちょうど用途地域の境目に位置します。
建築物の用途の制限といたしまして、まず、建築基準法における用途地域内の制限の他、それぞれ 4 つの地区に共通して、次に掲げる建築物等は建築してはならないことを規定しております
「拠点サービス地区」は近隣商業地域となりますが、次の建築物等は建築してはならないと規定されています。畜舎　サイロは 4 地区とも建築することはできません。
その他としまして、倉庫業を営む倉庫、風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの営業の用に供する建築物、これらはキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等に該当します。これらは建築することはできません。
次に、「沿道サービス地区Ａ」ここは準工業地域となりますが、次の建築物等は建築してはならないと規定されています。先ほどと同じように風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの営業の用に供する建築物は建築できません。また建築基準法別表第 2(り)項第 2 号及び第 3 号に掲げる工場、これは原動機を使用する工場で床面積が 150 ㎡をこえるものであるとか、危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場が該当します。また建築基準法別表第 2(り)項第 4 号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの。これらは、建築することはできません。
次に、「沿道サービス地区Ｂ」と「住宅地区」につきましては、地区計画による用途の制限は決めていません。それぞれの用途地域による制限を受けることになります。以上が、建築物等の用途の制限になります。
壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地、水路の境界線までの距離の最低限度は 0.8m とします。
なお、平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 2 月 15 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。

●会長
ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ｇ委員
デベロッパーの開発によっては、伏見川沿いの道につながる道路ができる可能性があると考えてよろしいですか。

○事務局
現在、土地所有は JT になっておりどのように道路が出来て、どのような土地利用になるかは決まっていません。今後、道路を含めた開発行為がなされると思いますので、伏見川沿いの道路とつながる可能性はあります。

●Ｈ委員
地元から、この敷地内にグラウンドを整備してほしい旨の要望を出し、グラウンドを造りますとの回答を、市から頂いているのですが、このような地区計画を設定した後でもグラウンドの整備は可能なのでしょうか。

○事務局
今回は、道路、地区計画など都市計画決定にかかるものについて、ご審議いただいています。グラウンドについては、JT から寄付していただくということで、別途 JT と市とで覚書を交わしております。

●Ｅ委員
　将来、再度地区計画を変更する予定で、現在大まかな計画ということですが、用途の制限についても、将来計画上不適切な物が建たないように設定されているということですね。

○事務局
　住宅地を目指している中で、大きな工場等この地区にふさわしくないと思うものをJTと協議したうえで、最低限の用途の制限をかけております。

●Ｅ委員
　少し気になった点があります。先ほどの大友地区の地区計画と比較すると、同じ用途の区域なのに、風営法関係のものが規制されていないのですが、これは駅の近くだからということでしょうか。

○事務局
　米泉町10丁目地区は、現段階では、風営法関係をすべて規制する必要はないと判断しております。

●Ｅ委員
　つまり、大友地区は、風営法関係がすべて建てられないけど、米泉町10丁目地区は、風営法関係が一部建てられる可能性があるということで、今後は別途指導してください。

●Ｃ委員
　壁面の位置の制限について、境界線までの距離が0.8mになっています。市の一般的な考え方は1.0mであり、良好な住環境の確保を考えるとこの地区も1.0mとすべきでないかなと思うのですが。

○事務局
　他の地区では1.0m、若松鈴見地区などは大きな道路に面する場合はもう少し大きく壁面後退をしています。この地区においては、良好な住宅地としての最低限の値である0.8mとしています。ただ、今後デベロッパーとの開発協議をしていく中で、優良な住宅地になるようそして、少しでも制限が厳しくなっていくように協議を進めていきたいと考えています。

●会長
　それでは、とりまとめさせていただきます。用途の制限の中の風俗営業の取扱いと壁面後退の0.8mの件について意見がありました。これらについては、今後も協議があるということなので、今後計画を策定するうえで参考意見として取り扱ってい頂き、本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第328号 金沢都市計画　高度地区の変更」「議案第332号　建築基準法第52条第8項第1号による容積率を緩和しない区域の指定」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第 328 号、332 号は関連がありますので、まとめて説明されていただきます。まず、議案第 328 号金沢都市計画　高度地区の変更についてご説明いたします。

議案書は 26 ページから 30 ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書 27 ページをご覧下さい。本案件は、先ほど審議いただきました「大友地区」における地区計画の決定に伴いまして、併せて高度地区の廃止を行うものと、米泉町 10 丁目地区の用途変更に伴う高度地区の変更であります。

大友地区は 4.2ha が廃止し、米泉町 10 丁目地区は 11.9ha が変更となります。

大友地区の左が現行、右が変更になります。こちらの赤い線で囲まれた範囲が、先ほど審議いただきました大友地区の地区計画区域であり、今回の高度地区を廃止する区域でもあります。

現行の 15m 及び 25m の高度地区につきまして、地区計画における建築物等の高さの最高限度を設定したことに伴い、廃止するものであります。

こちらが、先ほど審議いただきました、地区計画における建築物等の高さの最高限度を表した図になります。高度地区を廃止する区域は地区計画により 15m と 20m の区域に設定されます。

こちらが、先ほど審議いただきました、米泉町 10 丁目地区における建築物等の高さの最高限度を表した図になります。左が現行、右が変更となります。用途地域の変更に伴い、20m から 18m、31m に、また 1 部 18m から 20m に変更を行います。

最後に、本案件につきまして平成 24 年 2 月 1 日から 2 月 15 日まで、公衆の縦覧の要に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

つづきまして、議案第 332 号「建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定による容積率の緩和を適用しない区域の指定」についてご説明します。

お手元の議案書は 45 ページから 48 ページになりますのでこちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

本案件は平成 14 年の建築基準法等の一部改正（平成 15 年 1 月 1 日施行）により、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、及び「準工業地域」の用途地域においては、原則、住宅の用途に供する建築物については、一定の敷地面積及び空地率を有することなどを条件として、容積率を最大 1.5 倍まで緩和されることになりました。しかしながら、この制度を活用した場合、指定容積率を大きく上回る大規模なマンション建築が可能となることから、日照や景観に関し、周辺の住環境に悪影響を与えることが懸念されます。

このため、建築基準法第 52 条第 8 項第 1 号の規定により、都市計画審議会の議を経た場合には、この容積率の緩和を除外する区域の指定が可能となっております。

現在、市内におきましては、都心軸の片町から国道 8 号線までの区間のうち、商業地域に指定されています約 108ha を除き、この緩和が適用される用途地域、約 4,655ha 全てを、「容積率の緩和を適用しない区域」として指定されています。

位置図になります。議案書 46 ページをご覧下さい。先ほど審議いただきました用途地域の変更に伴いまして、大友地区の「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準工業地域」の 8.2ha について、また、米泉町 10 丁目地区の「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「近隣商業地域」、「準工業地域」の 11.7ha について容積率の緩和を適用しない区域として今回、追加指定するものです。変更後の面積は 4, 661ha となります。

まず、「大友地区」です。議案書 47 ページをご覧下さい。赤い線で囲まれた「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「準工業地域」が今回の追加指定する区域です。

同じく米泉町 10 丁目地区です。議案書 48 ページをご覧下さい。
赤い色で囲まれた「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」、「近隣商業地域」が追加指定する区域です。以上でございます。

●会長
ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●会長
それでは、意見もないようですので、本案件通り答申したいと思います。

●会長
それでは、続きまして、「議案第329号 金沢都市計画 伝統的建造物群保存地区の決定」、「議案第330号金沢都市計画　道路の変更」2本まとめて事務局から説明をお願いします。

○事務局
それでは、議案第 329 号、330 号は関連がありますので、あわせて説明させて頂きます。
お手元の議案書、31 ページから 33 ページに 329 号そして 34 ページから 37 ページに 330 号なります。
こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。議案第 329 号伝統的建造物群保存地区の決定から説明します。
まず、位置の確認です。犀川大橋の南側、専光寺野田線（寺町大通り）を挟むように赤く囲まれた区域が、今回指定する寺町台伝統的建造物群保存地区で約 22.0ha でございます。
伝統的建造物群保存地区とは、周囲の環境と一体をなして歴史的な風致を形成している伝統的な建造物群を、地区の住民と市町村が協力して、暮らしやすい生活環境を造りながら、まちなみ保存に取り組む地区であり、昭和 50 年の文化財保護法改正により創られた制度で、都市計画決定にて区域を定めることになります。
金沢市では、東の茶屋街、主計町の茶屋街、卯辰山麓寺院群の 3 箇所が伝建地区に指定されており、石川県内では、輪島市黒島地区、加賀市橋立地区、東谷地区そして、白山市白峰地区の 7 箇所がございます。今回の寺町台地区が伝建地区になると、県で 8 地区目となり京都府を抜いて一番多い県となります。
こちらが伝統的建造物群保存地区の区域図です。寺町寺院群は旧野田道及び旧鶴来道の 2 本の街路を軸に、その道沿いに建ち並ぶ寺社及び町家によりつくられる特徴的な景観を残しています。旧野田道は大正期に拡幅はされているものの、大規模な境内地を持つ寺社が整然と連なり、前面には土塀や門など連続する景観が保たれています。また、旧鶴来道沿いには、寺社門前地としての地割りが残り、現在も町家が建ち並んでいます。寺社は通りから下がった位置に建てられていて、通りから直接見えにくくなっており、旧野田道とは異なった景観を醸し出しています。二つの特徴的な景観を持っている寺院群は全国的にも希少なものと言えます。
今回指定する区域は、平成 20 年から 22 年の伝統的建造物群保存対策調査結果をもとに住民との意見交換会を重ねて検討したもので、特徴的な景観を色濃く残している約 22.0ha を対象としました。
地区内の伝統的建造物の一例です。地区内の建築物は寺社建築と町家等の建築に大

別されます。ともに昭和25年以前に建築されたものを伝統的建造物の候補としています。寺社は約９割が伝統的な建造物であり、町家も約３割弱が伝統的な建造物でございます。

また、建築物以外にも地区の特性を維持しているものとして、土塀や基壇石積などの工作物も存在しています。この伝建地区に指定されますと、これら建築物や工作物の建築や改築修理などの行為に制限がかけられます。一方で固定資産税の減免や建築物等の修理・修景に対して補助金が交付されるなどの優遇措置が与えられることとなります。

航空写真です。赤線で囲まれた区域が伝建地区の区域です。

同じく真上からみた写真です。

つづきまして、議案330号　道路の変更について説明します。議案書は34ページから３７ページです。専光寺野田線については4車線の県道ですので、石川県決定の案件でございます。

中心に金沢駅そして内環状道路、中環状道路そして外環状道路そしてその環状道路を東西に横断するのが、今回変更する専光寺野田線でございます。昭和5年に都市計画決定されました。その後、区間の延伸などの変更を経て、現在決定延長は11,490m、代表幅員25mの道路でございます。

付近を拡大した図です。今回変更する区間は赤の実線区間で650mでございます。青線で囲まれた区域が、先ほど説明しました寺町台伝統的建造物群保存地区で、この区域内の道路について幅員の減少を行おうというものです。

先ほど説明しました伝建地区の区域内における旧野田道は、専光寺野田線として都市計画決定されており、蛤坂交差点～寺町5丁目交差点の間は20m、寺町5丁目交差点以降は19mの幅員で都市計画決定されております。しかし、この道路沿いには土塀や門など連続する景観が保たれている特徴的な景観が残されており、道路拡幅により歴史的な景観が滅失してしまうことから、現在の道路幅である16mに変更しようというものです。

こちらが、道路沿いの歴史的景観を特徴付ける建築物の一例です。大規模な寺院の連続的な景観を醸し出している山門や土塀、そして町家や天然記念物である松月寺の大桜など、これらが、道路拡幅により滅失してしまうということです。

図面上の青色区域が、幅員減少の区域となります。ただ、寺町５丁目交差点付近は、現在変則的な車線となっているため、当初計画通り寺町5丁目側20m、寺町4丁目側19mの幅員にて交差点改良を行います。

標準断面図です。上が当初決定、下段が変更の標準部の断面図です。24時間交通量は寺町5丁目側で2万4千台、寺町4丁目側で1万8千台を超えるため4車線は必要となります。そのため、既存の幅員16mで整備しようとするとどうしても歩道幅が現状と同じ1.5m程度となります。

沿線住民からは、歩道幅員は現状で充分という意見が多いですが、1.5mの歩道幅員において、どのようにすれば歩行者の安全・安心を確保できるのか検討を行いました。

一つは、無電柱化による有効幅員の確保。二つ目として、沿道民有地の未利用スペースの活用です。

まず無電柱化についてです。蛤坂交差点～寺町5丁目交差点区間は、現在無電柱化の事業を行っています。無電柱化により既存の電柱を撤去するとともに、照明灯については民地部に設置を行います。また、通常歩道部に設置する地上機器は、公園等の敷地に集中配置します。また、既存の横断勾配が11%と非常に急であり、歩きにくいという地元の意見が多かった勾配も併せて直します。

続いて、未利用スペースの確保についてです。写真のように、官民境界より民地側

にある未利用スペース。これらを、地権者の了解を得られることができれば、滞留空間やすれ違い空間として創出したいと考えております。
　特に寺町５丁目交差点から寺町４丁目にかけては、ほとんどの区間に未利用スペースが存在しており、部分的にしかない区間においても、すれ違い時の滞留空間としての役割を果たすことができるための、1.5m という実際の幅員以上の歩道空間として利用できます。このような整備を行うことによって、歩行者の安全・安心を確保していきたいと考えております。
　なお、当二つの案件は２月 10 日から２月 24 日まで公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。
　以上で、伝建地区の指定、都市計画道路の変更についての説明を終わります。

●会長
　ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●Ｃ委員
　未利用地スペースですが、今はどのような形状になっているのでしょうか。

○事務局
　土間コンクリート等になっており、民地ですが歩行空間として使われています。

●Ｃ委員
　機能的には、歩道として利用されているのですね。

○事務局
　そうです。

●Ｆ委員
　議案書37ページを見ると国道157号線の都市計画線に一部伝建地区の区域が入り込んでいる箇所があるのですが、どうなのでしょうか。

○事務局
　議案書では伝建区域の線を太くしたことによりはみ出ているように見えますが、実際の区域ははみ出てはいません。

●Ｃ委員
　伝建地区の区域に犀川法面の地区が入っていないのですが、どうなのでしょうか。

○事務局
　伝統的な建造物が立地している平面を保存地区と捉えています。法面についても地区を守るために必要な防災的措置を講じるべきと考えていますが、すでに県、市で対応済みと考えています。景観的にも、市の伝統環境保存区域といった面からも景観の誘導は必要だと思っていますが、今回の保存地区には含めないと判断しています。

●Ｃ委員
　法面には斜面や通路といったものが含まれると思うのですが、一体的な整備につい

てはどうお考えでしょうか。

○事務局
　景観として大事な坂道としてダブル坂がございます。この坂は景観整備が済んでおり、伝建地区に含めなくても、歴史的な景観の保存を図っていく予定です。

●Ｃ委員
　ダブル坂以外でも、私用な通路等もいくつかありますので、その辺の整備方針はどうなっているのでしょうか。

○事務局
　私道であっても犀川から見上げて見える範囲であれば、景観形成上配慮していきたいと思いはありますが、伝建地区という観点では、建造物立地の平面地という捉え方をしていますので、その周辺地については別の措置で保存などを講じていくことを検討したいと思います。

●Ｃ委員
　卯辰山麓でもそうなのですが、緩衝帯（バッファ）の部分を区域には入れないとしても、方針の中に保存等の考え方を取り入れることが必要だと思います。

○事務局
　斜面緑地保全条例によるバッファーゾーンの緑地の保全、さらに伝建地区周辺には寺社風景保全条例による、建築物等の面的なバッファーゾーンの保全を有効に活用しながら全体的な街なみの保全を図っていきたいと思います。

●Ａ委員
　33 ページの区域図において、区域内の民地の地主あるいは家屋の所有者の了承具合がどのぐらいでしょうか。

○事務局
　伝建地区の指定に向けて 4 年間かけて住民と合意形成を図ってきました。地元の皆さんは寺町寺院群に愛着や誇りを持っており、寺町寺院群を愛する会や鐘をつく愛好会など、自主的な活動を熱心に取り組んでいました。行政としても、こまちなみ保存区域や寺社風景保全条例に基づく保全地区に指定するなど、まちなみの保存を図ってきた区域です。平成 19 年 11 月に伝建地区の指定をめざし、地元のまちづくり協議会を設立し、その協議会活動として、寺院群をめぐる会などの行事を 10 回以上行って地元の方々が歴史を知る活動をしてきました。
　平成 20 年度から 22 年度にかけて、伝建地区指定に向けての調査を行いました。今年度に入り伝建地区の内容や範囲について正式に地元へお伝えをし、6 月及び 10 月の 2 回、対象となる 20 町会に対し意見交換会を開催しました。併せてまちづくりニュースという形で制度のあらましやメリットデメリットなどの情報を、地区内の全世帯個別に市職員がまわり配布しました。
　こういった過程で、この地区内の合意形成が図られたものと判断しております。

●Ａ委員
　区域図をみると、非常に地区の形が入り組んでおり、飛び出た箇所や外れた区域があります。除外された区域は伝建地区としてふさわしくない建物なのか、それとも地元の同意が得られなかったのかは分かりませんが、なぜ、野町小学校が含まれているのでしょうか。野町小学校は木造の建物ですか。

○事務局
　鉄筋コンクリートの建物です。

●Ａ委員
　なぜ、区域に入っているのですか。

○事務局
　野町小学校は、玉泉寺という大規模なお寺があった場所です。将来小学校の建替えがある場合には、伝建地区としてふさわしい建物にする必要があると考えています。

●Ａ委員
　そういう意味合いで区域に入れているということですね。

○事務局
　そうです。その場所に意義があって、石積みなど遺構も周囲にあるということで区域に入れました。

●会長
　区域が入り組んでいる理由はなんでしょうか。

○事務局
　33 ページの図面ですが、旧鶴来道、旧野田道この 2 本の街路に面した宅地を区域に入れていくと、このような形になりました。寺社地は比較的広いので見た目はでこぼこしたように見えます。野町小学校の辺りは六斗の広見から旧北国街道を結ぶ三間道という街路も一つの軸として加えております。つまり、主要な街路に沿って、宅地を区域に入れていった結果、このような区域になったということです。

●会長
　それでは、いくつか意見がでたと思いますが、地区指定する周辺を取り囲む斜面緑地などの環境の取扱いや地元との連携を取りながら行ってほしいなど今後事業を進めるうえで配慮してほしいということを付け加えます。
　従って、330 号は本案件通り県の都計審への付議を了承し、329 号については先ほどの意見に配慮して頂くということで本案件通り答申したいと思います。

●会長
　続きまして、「議案第 331 号 金沢都市計画　道路の変更」これは海側幹線の変更になりますが、事務局から説明をお願いします。

○事務局
　それでは、議案第 331 号　道路の変更について説明いたします。

この案件は、外環状道路海側幹線の変更でございます。4 車線以上の道路ですので石川県決定の案件でございます。お手元の議案書、38 ページ～44 ページとなります。こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず外環状道路の概要からご説明いたします。外環状道路は国道 8 号線を境に青線の山側環状とピンクの線の海側幹線とで構成された総延長 45km の地域高規格道路でございます。

金沢都市圏の渋滞を緩和し、快適な都市環境の創造を図るとともに、能登・金沢・加賀を結ぶ広域的な交流ネットワークを形成することを目的としています。

海側幹線の概要です。海側幹線は金沢市今町から白山市乾町に至る全長 18.5km の道路です。Ⅰ期区間は福増町～鞍月の間で現在側道が供用されています。Ⅱ期は白山市乾町～福増町の間で、今年の春供用予定です。そしてⅢ期は鞍月～大河端町の間で、来年春の能登有料道路無料化にあわせての供用開始を目指しています。

今回変更のⅣ期区間は大河端町～福久町の延長 3.2km 区間です。自動車専用道路としての本線部 4 車線と沿道利用が出来る側道部 4 車線により構成されています。

今回、このⅣ期区間を変更する予定ですが、平成 17 年の交通センサスをもとに平成 22 年のＯＤ調査を使用し、平成 23 年の将来交通量伸び率を加味した結果、将来交通量が全体的に減少すること、そして能登有料道路が 4 車線化され無料化されることによる交通の流れの変化、今までは白尾インターから津幡バイパスを経て福久町から海側幹線に流れると想定していたものが、内灘インターから粟崎を通り、大河端、近岡方面から海側幹線に流れることが想定されるため、この福久町から大河端町の区間においては、将来交通量が平成 9 年の当初計画時に想定していた 54,000 台から 32,000 台に大幅に減少すると考えられます。そこで、当初計画時、本線 4 車線側道 4 車線の計 8 車線必要だったのが、本線 4 車線で交通処理が可能となるため、道路幅員の縮小を行うものです。

幅員の見直しにあたっては、外環状道路として、高速性・定時性の確保など、当初からの機能を保持するとともに、沿道の利便性に配慮することにしています。

具体的には、主要な交差点では立体交差とする、立体交差が連続する区間では、図の緑色で示した区間において副道を設けたり、赤丸印で示した箇所にはインターチェンジを設置する予定です。また可能な限り道路の高さを下げることなどを考えています。

変更となる断面です。左側が当初計画で本線 4 車線側道 4 車線の計 8 車線で幅員が 60m、右側が変更後の標準的な断面です。

上段が本線の道路高を可能な限り下げた断面で、下段は河川の横断や立体交差により本線の道路高が高くなる区間の断面です。沿道からのアクセスを考慮し副道及びランプを設置します。

道路の路線名の変更についてです。上段が変更前の路線図、下段が変更後の路線図です。変更前は赤線である本線部、自動車専用道路が森本松任線。そして、水色線である側道が福久福増線でともに 4 車線で計 8 車線でした。

今回の変更により福久町から大河端町の区間において将来交通量の減少により 4 車線での交通処理が可能となったことから道路区分の見直しも行います。木越町から大河端町の区間は沿道からのアクセスも可能となるため、自動車専用道路から主要幹線道路としての位置づけに変更となります。

そのため、下段図になりますが、森本松任線は、現在延長 15,040m、幅員 33mの自動車専用道路ですが、2 本の自動車専用道路に変わることになります。木越町から北側の区間については濃い青線で森本木越線へ、延長 3,670m、幅員は 20.5～46mになります。大河端町から南側区間、図面では赤線区間が大河端松任線に名称変更され、

延長 9,370mとなり、幅員は 33m で変わりません。
木越町から大河端町の区間については、自動車専用道路から主要幹線道路としての位置づけとなるため、本線であった森本松任線がなくなり、側道だった福久福増線が本線となりますが、始点が福久町から木越町に変更されるため、水色の線ですが、木越福増線へと名称が変更されます。延長 12,340m あったものが 11,090mに、幅員 27mであったものが 22～58.9mになります。
そして緑色である福久線は終点を木越町まで延伸し、福久木越線と名称変更します。延長が 300m から 960mになり、幅員が 27mであったものが、24～26mとなります。
黄色の森本野々市線これは国道８号線ですが、変更はありません。
変更の計画図です。青色で塗られた区域が、現在から削除される区域です。道路総幅員については、図面上にいくつか明示しております。多少箇所によって違いはありますが、高架区間では概ね 50m、地表式では概ね 40m 程度に縮小されます。
また、東山内灘線は、海側幹線との交差点部に左折専用レーンを計画していましたが、交通量が減少することにより、左折専用レーンの区域を削除します。
最後になりますが、イメージパースを紹介します。大河端町から北寺町、浅野川をわたるところです。次に北寺町から千木町。東山内灘線の立体交差。千木町、柳橋川の横断部。そして最後、千木町～福久町　国道８号線に連絡する区間です。
なお、これらの案件について２月３日～2 月 17 日まで公衆の縦覧の用に供しましたところ、意見書が２通提出されていますので、ご報告します。

○事務局（課長）
お手元の A4 版の資料をご覧ください。意見書は、「金沢市大浦町の方１名」、「金沢市北寺町の８人連名」の２件であり、石川県知事あてに提出されています。
これらの意見書につきまして、石川県と協議をした結果を踏まえ、その要旨と意見書に対する金沢市の見解をご説明いたします。
大浦町の方からの意見の要旨は、「大浦町に倉庫、事務所を持ち商売をしているが、道路に地面が約 1/3 程度以上取られることになると、今後の生活がなっていかない。」というものです。
この大浦町の方からの意見に対する見解をご説明いたします。
対象の土地は、今回の道路の見直しにより新たに敷地が道路の区域になったものではなく、平成９年に決められた現計画において既に、敷地の一部が都市計画道路の区域となっていたものであり、現計画とほぼ同じ位置で、同規模の敷地が都市計画道路の区域となるものであります。
事業の実施に際しては、必要な調査を行い、土地や建物については、基準に従って適切に補償を行って参りたいと考えております。
続きまして、北寺町の８人連名の意見書の要旨と見解を順にご説明いたします。
「① 北寺町地域の副道について、騒音、振動、日照など環境に及ぼす影響への認識が十分といえず、12m 以上の緩衝帯を確保してほしい。」
という意見につきましては、沿道環境の保全は重要であると考えており、北寺町地内においては、沿道への緩衝帯としての機能も有している、歩行者の通行にも配慮した幅 8m の副道を両側に計画されております。
将来交通量及び現計画の道路構造から予測すると、騒音、振動、日照については、目標とする基準を達成できる結果となっております。しかし、今後の詳細な設計に際しましては、十分に考慮していきたいと考えています。
「② 高架構造施設から受ける条件変化範囲について、
・土地の利用価値低下範囲を適正に評価してほしい。

・農用地が 4 つに分断されることによる生産性低下などの、緩和対策を具体的に提示してほしい。」
という意見につきましては、浅野川渡河部は、高架構造となることから、副道を設置し、交差する市道については立体交差として、土地利用に支障の無いように配慮されております。農道についても、今後、事業実施の段階で現地調査を行った上で、集約して、構造上、可能な箇所において立体交差とすることとしたいと考えております。その他のことについても、今後も誠意を持って地元と協議・調整に努めてまいります。
「③ 浅野川の左岸と右岸の不公平な周辺対策について
・高架構造物建設による影響は、浅野川の左岸側（市街化区域）と、右岸側（市街化調整区域）で差異はないので、公平に扱ってほしい。」
という意見についてですが、各種の計画は、それぞれの地域の特性に応じて定めることになります。浅野川の左岸側は、金沢市都市計画マスタープランにおいては、住環境整備に努める住宅地として位置づけられており、計画的に市街化を図るべき市街化区域として都市計画決定されております。
一方、右岸側の北寺地域を含む区域は、都市計画マスタープランでは、農業振興を図るとともに良好な集落などの生活環境づくりを進める、農業環境保全活用地区として位置づけられており、市街化を抑制して優良農地の保全を図る市街化調整区域として都市計画決定されております。
北寺町地域には優良農地が分布していることを踏まえて、事業実施にあたっては、地元と十分に協議・調整に努めてまいりたいと考えております。
「④白山市乾地区から金沢市福久地区までは、沿道の土地利用に「公平が原則」と考えるが、片側２車線の側道配置予定がなぜ廃止されるのか。」
という意見につきましては、先ほど計画の概要でも説明させていただきましたが、国が示す今後の交通量の伸びや、周辺道路網の整備状況などを踏まえて将来交通量を再推計したところ、大河端町から福久町区間の交通量が 54,000 台/日から 32,000 台/日に大幅に減少する結果となったことから、本線４車線、側道 4 車線、計 8 車線の現計画を、4 車線に変更するものであります。
今回の都市計画の変更に際しては、沿道において河川等の地形による制約もある中で、本線に直接乗り入れができない区間につきましては、本線に加えて副道を設置するなど、沿道の土地利用に十分配慮した計画とされております。
「⑤起業者側と関係地元の相互理解が最重要と認識するが、これまでの説明会において開催日程、説明内容など、行政倫理を強調することに終始し、地元が懸念することを真摯に受け止めているとは思えない。十分理解が得られるよう取り組んでほしい。」
という意見につきましては、今回の都市計画の変更に係る地元説明につきましては、地元と日程調整した上で進めてきたものであり、北寺町の住民の方には、これまで 10 回以上にわたり協議を重ねるなど、誠意を持って対応に努めてきたものであります。
今後の現地調査や詳細設計などの事業の実施に際しましても、引き続き、関係住民の方のご理解を得られるように、誠意を持って協議・調整に努めてまいりたいと考えております。
以上が、本案件に関します意見書の要旨と本市の見解でございます。
今後とも、事業の実施にあたりましては、地元関係者と十分な調整を尽くすということで、本計画案をご承認いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●会長
ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま

す。

●Ｂ委員

まず一つ目の質問ですが、大河端町～北寺町の間にかかる橋の最高高さはどのくらいですか。二つ目に、北寺町地区はずっと盛土方式の道路構造になるのですか。三点目は、何の根拠があって 54,000 台が 32,000 台に減ったのですか。そして 4 点目として、北寺町やその下にある住宅街が道路によって分断されてしまう。そのことにより、北側の住宅には光が当たらなくなってしまう。また、大河端町までは緑地帯があるが、北寺町にはない。先ほどの説明で農業地帯と言われたが、北寺町も住宅地であり、先ほどの説明は回答になっていない。また、盛土方式だと農作業に大きな支障をきたす。これらについて、どう処置するのか。

○事務局

1 点目の高さについて、なるべく現地盤に近づけるような努力はしているのですが大河端町から福久町の間は、いくつかの河川と幹線道路があり、その上を超えるために、ある程度の高さが必要となってしまいます。

浅野川の一番高いところである川の中心近くで約 12m です。そこから約 4%の勾配で下りてきて　北寺町のところで、3m40 ㎝ほどになります。その後、大宮川を超えますので、大宮川の上で 5m80 ㎝程度の高さになります。その後、県道向粟崎線、金腐川、東山内灘線を超えていきます。できる限り低く現地盤に近づけて、接道できるものは接道するようにと考えています。今後詳細な設計をしていく中で、大きく変わることはありませんが、若干の違いがでることはご理解いただきたいと思います。

次に、高架と盛土区間の関係について、地域のコミュニティ、自然環境、生活への配慮を考えますと盛土ではなく高架式にして欲しいというのは、十分わかります。ただ、インターチェンジのところなど、高架にするのが難しい区間がありますのでできない箇所もあるということをご理解していただきたいと思います。現計画では、浅野川を横断する部分は高架で考えていますが、これも土質の調査等いろいろな要件を加味しながら、正式な方法を決定していく予定です。

次に交通量の算出については、最初にご説明しましたが、平成 17 年の交通センサスをもとにしまして、平成 22 年に OD 調査を行いました。こういう調査をもとに交通量が減るという結果が出たということです。

続きまして、町が分断されて農作業に影響が出るということでのご心配ですが、できる限り農作業に影響がないように副道を設けますが、地盤の高さを低くしますと、平面交差に近くなるが、高さが足りなくなり横断ができないなど、痛し痒しの状態ですので、横断できるところはできるだけ横断できるようにして、農作業に影響がでないように、そして通れないところは集約して通れるように、できるかぎり影響を少なくするような手立てを考えていきたいと思います。

●Ｂ委員

交通量について国が調べたのは聞いています。道路が開通すれば高速から来るのに非常に便利な道路になる。それなのに 54,000 台が 32,000 台へと極端に減るのは納得できない。どういう調査をしたらそうなるのか。

もう一つ騒音について、副道が大河端までは 12m だったのに、こちらでは 8m。そして緑地帯もない。これについてどう考えているのか。先ほどの答弁では、最後には十分検討してできるかぎりのことをしますとは述べているものの、そこに住んでいる皆さんとしっかりと納得がいくまで、話し合いをしたなかで、県に対してこうしてほし

いという強い要望をしてほしいと思います。

○事務局

県の道路建設課です。ご指摘事項についていくつかお答えしたいと思います。まず交通量が 54,000 台から 32,000 台に減ることについては、平成 17 年の交通センサスを基に平成 22 年 OD 調査をしていると言いましたが、平成 22 年度に 17 年 OD の見直しをしているということです。平成 9 年の前回都決時には、将来交通量の伸び率は右肩上がりの状態でした。平成 22 年に見直しされた将来交通量の伸び率は右肩下がりになっており、将来 1 割以上下がるであろうという予測が出ております。平成 9 年当時は 5 割以上増えるという推定でしたので、交通量全体として減るということです。54,000 台からの大幅な減少は、この全体の交通量の減少だけではなくて、事務局からも説明がありましたが、能登有料道路が来年 4 月に無料化されます。そして内灘から白尾間の一部 2 車線の区間を 4 車線にする事業を行っています。そして能登方面から来ますと大根布からカーブして東山内灘線を通っていたのが、大根布からまっすぐ粟崎に向かう道路が整備されます。このことによって今まで白尾インターから 8 号線を経由するだろうと想定していたものが、粟崎方向の有料道路を経由する方向に交通量が転換するという予測結果になりまして、この 4 期区間については 32,000 台になるという結果になりました。

土盛りと高架の区間は、今現在決まっておりません。ただ、浅野川の横断は高架ですし、浅野川から市道までの区間についても高架ですが、その他については、事業に入ってから調査等をさせていただいた上で決めさせて頂くことになるかと思います。ただ、ランプ等もありますので、全部の区間が橋梁形式とはならないと思っています。

浅野川を超えて市道までの区間について、光が当たらないのではないかというご指摘については、確かに、高いものができるので影はできます。ただ、公共補償基準の日陰による補償基準に照らし合わせると、道路によって、かかる物件を除くと、現在建っている住宅で日陰による補償をおこなう物件はない計画になっています。これにつきましても今現在の整備計画によるもので、実施にあたっては、最終的な構造等を踏まえまして、対応していきたいと思います。

騒音につきましては、国で道路に面する地域の環境基準が決められていて、この地域の基準に照らし合わせますと基準値をクリアしている状況です。これについては、通った後チェックするという形で対応したいと考えています。

副道 12m につきましては、側道のことだと思われますが、大河端の方は交通量として本線 4 車線側道 4 車線が必要であるため、側道が必要だということですが、この区間は 8 車線を 4 車線に変更するということで、側道が本線のようになったという状況です。元の計画では、浅野川では側道も高架構造であったものであり、その横に 5m の副道が計画されていましたが、今回は幅道として 8m の計画にしたものです。緑地帯については今回とっていませんが、本線と副道との間などに緑化できるスペースがあれば極力緑化に努めてまいりたいと考えています。

●Ｂ委員

もうひとつ、高架によって農地が分断されることについてどうお考えか。

○事務局

この区間には農道が 4 本ありますが、盛土区間の所で、構造上可能なところについては、ボックス構造などで道路を確保したいと思います。ランプ等で道路の高さが確保できないところについては集約させていただいて対応させていただきたいと思いま

す。このあたりにつきましては事業の中で地元の方々と協議させていただきながら進めていきたいと考えています。

●Ｂ委員

いずれにしても、地域の皆さんとしっかりとお話しをして進めてもらわないと後で遺恨を残すことになります。また説明の中で構造上という言葉を使われますが、農道の行き来が出来なくなったら非常に困るため、構造上やむを得ないでは済まされないと思います。だから、別の案を考えるなどきちんと対応しないと話し合いが前に進まないと思います。

○事務局

構造上とは一般的な形であって、例えば地下式などもありますので、協議しながら進めていきたいと思います。

●Ｉ委員

平成 16 年から海幹の一部が供用されてますが、その時から既に地元の皆様に対しては、大河端町までは区画整理をするけど、橋を渡って浅野川から西は直買いの方式で事業を行うと言っていました。この間 9 年近くあったのだから、地元の地権者からこのような意見が出る前に、もっと丁寧に対応すべきだったと思います。その頃から市長は地元の会合等で地元の方々に耳を傾けて、今言われている騒音のことや要望に対してもしっかりと聞きとめていました。そういうことが、受け継がれていないのかわかりませんが、県が工事をするとしても、金沢市民の皆さんですから、意見書に対ししっかりと説明会を開いて、いい形で実施していただきたいと思います。完成式では必ず、地元の地権者の協力があってというのだから、しっかりと協議をしたうえで事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

●会長

大変難しい問題ですが、広域的な話しからは十分重要な道路であると思われますが、実際それに隣接する地元の人たちにとっては、また別の意味で問題点があると思われます。

これは県の決定案件となるのですが、これから設計するにあたり、先ほどから出ている、高さに対する取扱い、それに絡んで盛土にするか、高架にするかという問題、身近な問題で騒音の問題、日照の問題等、これらについても高さ等の取扱いが絡んできますが、少しでも良い方向に向かうように図ってもらえばと思います。

車の台数については、調査を基にするしかないのですが、調査はできるだけ厳密なものをやっていただいて、それに基づきながら進めて行っていただきたいと思います。

農道が分断される問題については、横断道路の高さの問題、それから現実の道路状況によると思われますので、これについても十分実際の設計を進める上で地元と協議、配慮をしながら進めていただきたいと思います。

各委員から出た意見、地元の要望書を踏まえて、十分協議を継続していきながら進めていただきたいと思いますので、この案件につきましては今ほどの意見を付け加える形として、石川県の都計審に付議することを承認することでよろしいですか。

●会長

続きまして、「議案第 333 号 金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 333 号金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について説明させて頂きます。

お手元の議案書、49 ページから 52 ページとなります。こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

建築基準法第 51 条ただし書きに基づく、廃棄物処理施設の敷地の位置について都市計画上の支障の有無について審議していただくものです。今回は、新規の開発敷地と廃プラスチック等の破砕施設の設置であり、表の（ロ）に該当するため、本審議会を経て石川県都市計画審議会に付議され審議されます。

位置の確認です。山側環状道路の南側、主要地方道金沢・湯涌・福光線と田上本町の区画整理地からの朝霧大橋との交差する場所にクリーンライフの中間処理場がございます。

拡大したものです。主要地方道沿いにある水色区域が、既設の中間処理場で面積は 2.53ha、そして赤色区域が今回申請のあった新規開発区域で面積は 1.91ha です。

開発区域には、倉庫として利用されていた既存建物があり、その建物の中に新規の破砕機を設置する計画です。廃プラスチック類は 1 日あたり 29.5t、紙くず 25.3t 木くず 41.4t、繊維くず 19.3t の処理能力を有する施設を設置します。

処理工程です。事業者から搬入された廃プラスチック類はリサイクル可能なものとそうでない物、また可能なものでも、純度の高いもの低いものに選別され、コンテナ等に一時保管されます。今回設置する破砕機は、純度の高い物を破砕する計画で、それ以外のものはすべて、既存の施設で処理されます。破砕機にかけられ、破砕されたものは搬出され減容・固化施設で燃料としてリサイクルされます。

今回、新規に開発区域を整備し、この破砕機を設置することにより、作業環境の整備とリサイクル率の向上を図るというものです。

さて、前回の第 68 回都市計画審議会において、産業廃棄物処理施設の審議会への付議基準の見直しが審議了承されました。平成 24 年 1 月 4 日から施行されております。

こちらが付議基準の概要ですが、①は距離基準、②道路の基準③環境保全の基準④緑化の基準⑤が近隣説明の基準でございます。

ます、一つ目の基準、距離基準です。①集落、これは概ね 50 戸以上の家屋が連たんしているものと定義付けをしておりますが、集落や学校などから 100m 以上離れていること。これについてですが、真ん中の赤色の区域が新規開発区域で、青の点線がこの敷地から 100m 離れた線でございます。右上のオレンジの区域には住宅団地があるのですが 20 戸の団地と言うことで距離要件に該当しないことになります。

一番近い集落は、左下の土清水 1 丁目の町会となり、一番近い民家でも 100m 以上離れています。

続きまして②道路の基準です。搬入、搬出口に接する道路は 8m 以上。既存敷地が接する主要地方道は幅員 14.5m あります。

また、開発区域への搬入、搬出は、既存敷地内の通路を通ることになりますが、その通路も 8m 以上の幅員を確保します。

③環境保全基準、④緑化の基準です。最寄りの民家において騒音 50dB 以下、振動 60dB 以下。緑地率は 20%以上確保すること。騒音、振動については事前に環境影響評価を行っております。環境影響評価では、敷地境界、図面黒丸の No.1～3 の 3 箇所での騒音・振動を予測しております。一番大きい値は NO.1 でございまして、騒音は 38dB、振動は 40dB という結果が出ております。最寄りの民家は敷地境界よりも遠いので、この基準をクリアしていると判断できます。

また、緑地率についてですが、緑色の区域が緑地となる計画でございます。緑地面

積 5855 ㎡、区域全体の面積が 19,100 ㎡ですので、30.9%が緑地率となります。
続きまして、⑤近隣説明の基準です。500m 以内の区域の方々へ周知すること。
青色の点線が開発区域から 500m 離れた線でございます。この区域には、新舘町町会、舘町町会、銚子町町会、舘山町町会、土清水第一町会、田上本町町会この 6 つの町会が存在します。この関係町会内の住民、約 800 戸ございますが、すべてに案内チラシを配布して周知を図っております。その後、地元からの反対意見等は出ておりません。
以上により、付議基準をすべてクリアしていることから、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による敷地の位置について都市計画上の支障はないものと判断します。
最後に現地の写真を紹介します。左上が、既存敷地の処理施設です。そして右上が新規開発敷地、下の 2 枚がその遠景の写真でございます。新規の写真で見える建物が、現在倉庫として使用されており、新規破砕機が設置される建物でございます。
以上で、中間処理施設の敷地の位置についての説明を終わります。

●会長
ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

●C委員
緑地率 30.9%ということで、緑地の基準確保はできていますということですが、議案書 52 ページの図のように、コナラやケヤキが植樹されるのでしょうか。

○事務局
樹種等については、明確ではありませんが、この図のように緑地帯を確保すると聞いております。

●C委員
周りの道路から俯瞰できる場所ではあると思いますので、周囲の状況によっては緑地の率だけではなく、どのような緑地にするかまで指導すべきものと思います。使用する木や低木などのものではなくて、もう少し周囲の景観を考え、緑の形として指導すべきと思います

○事務局
この区域は、前面道路からはかなり上の方になりますので、道路から見えるということはあまりないのかなと思います。高木や低木の樹種等、緑地帯における指導を行っていきたいと思います。

●J委員
関連していますが、下の道路からは見えませんが、朝霧大橋からは正面に見え、結構目立つ場所なので変な物が建ったと思われないようにしてください。破砕機を既存の倉庫の中に入れると聞きましたが、52 ページの四角い枠が倉庫ですか。

○事務局
そうです。破砕機と書いてある四角い枠が倉庫です。

●J委員
破砕機はこの倉庫に入り、周りにある四角のコンテナは、野ざらしでしょうか。

○事務局
　一時保管用のコンテナで、野ざらしですが蓋がかかっており、直接雨　　かかからないようにしております。

●Ｊ委員
　建屋の中は破砕機だけで、まわりはすべて野ざらしなのですね。他の処理場はもう少し市街地から離れているのですが、この場所は、結構近い場所なので、環境・景観等にも配慮してほしいと思います。

○事務局
　前面の県道からは上になりますけど、いまご指摘があったように土清水側からは、下になりますので、緑地帯等について十分配慮するよう指導していきます。また、振動騒音については基準の中に明記していますが、臭気についても露出していることによって問題が出ることのないよう指導していきたいと考えています。

●Ａ委員
　処理量は記載されているのですが、トラックの搬入・搬出の台数は何台ですか。

○事務局
　台数については把握していませんが、今回の施設を新設することによって、今まで処理できなかったものを新規で処理するということなので、台数が増えるわけではないと聞いています。

●Ａ委員
　搬入の時間帯、処理の時間帯はどうなっていますか。

○事務局
　搬入の時間は 8 時から 17 時で処理の時間も同様です。昼 1 時間の休みがありますので 8 時間になります。

●Ａ委員
　結構たくさんのトラックが通ると考えられ、破砕機の騒音よりトラックの騒音の方がきついのではないかと思うのですが、トラックの騒音に関して地元からの苦情などはないのでしょうか。

○事務局
　トラック騒音についての苦情は聞いておりません。

●Ａ委員
　集落からは 100m 以上離れているということですが、舘町の住宅団地がほぼ 100m ぐらいですが、影響はないのですか。集落でなければ関係ないということですか。

○事務局
　付議基準の中では 50 件以上と規定はしていますが、地元への説明は 500m 以内としております。舘町の住宅団地については、特に念入りに説明するよう指導しています。

●Ｃ委員
　施設の高さはどのぐらいでしょうか。また、地面は現在どのような状態なのでしょうか。

○事務局
　建物の高さは 11m33 cmです。現状の地面は一部コンクリート舗装がありますが、ほとんどは砕石の状態です。

●Ｃ委員
　色彩等について、最終的には景観審議会に諮るということですか。

○事務局
　景観審議会に諮られた物件と聞いております。

●会長
　このエリアについては、景観審議会にて相当議論してきました。植栽の見え方等にもかなり具体的な要望をしていると思いますが、それについては、ちゃんと継続をし、新たな計画部分の詳細については、今後景観審議会にて再度諮られると考えてよろしいでしょうか。

○事務局
　既存の建物は、景観審議会に諮っていますので、今後また景観審議会に諮るということはないと思います。その時に議論されたものについては、そのまま反映するよう指導していきたいと思います。

●Ｊ委員
　当時、倉庫の状態で景観審議会に諮られたのですか。

○事務局
　高さ 10m 以上の建物なので、建物自体が審議されたということです。

●会長
　県の都計審案件ですね。景観審議会の中でも結構やり取りをしてきた案件ですので、その時の考え方を継続してほしいと思いますし、内容も変わるのだから慎重にやり取りをしながら進めてほしいと思います。いくつかの意見について配慮しながら進めていくことを付け加えた上で、県都計審に付議すること承認したいと思います。

●会長
　続きまして、前回までご審議いただきました計画案件につきまして、諸手続きがなされていますので、事務局から報告していただきたいと思います。

○事務局
　案件結果報告を申し上げます。議案書 53 ページをお開きください。
　平成 23 年 11 月 2 日に開催しました、第 68 回金沢市都市計画審議会でご審議いただきました、案件につきまして、ご報告させていただきます。
　議案番号 317 号「金沢都市計画　地区計画の決定」（副都心北部直江地区）につきま

しては、平成 23 年 11 月 21 日付け金沢市告示第 284 号で決定の告示がなされております。

議案番号 312 号「金沢都市計画　道路の変更」（3･4･76 号近岡直江線）及び
議案番号 313 号「金沢都市計画　公園の変更」（3･3･12 号鞍月中央公園）及び
議案番号 314 号「金沢都市計画　土地区画整理事業の変更」（副都心北部直江地区）及び議案番号 315 号「金沢都市計画　用途地域の変更」（副都心北部直江地区）
及び議案番号 316 号「金沢都市計画　特別用途地区の変更」（大規模集客施設制限地区）
及び議案番号 318 号「金沢都市計画　高度地区の変更」（副都心北部直江地区）
及び議案番号 319 号「金沢都市計画　下水道の変更」（西部処理区）

以上につきましては、平成 23 年 11 月 21 日付け金沢市告示番号第 285 号で決定の告示がなされております。以上が案件結果報告です。

●会長

これで本日諮問がありました、案件については審議が終えました。その他全体について意見がありましたらお願いします。

●会長

それでは、これでひととおり終了しました。ただ、今回は非常に案件が多く非常に時間がかかりました。今後、このような場合 2 回に分けるなどを検討していきたいと思います。それでは、事務局にお返しします。

○事務局

森会長、そして委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。審議いただいた案件については、手続きを進めさせていただきます。また、委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思います。

それでは以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。

金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定により、ここに署名する。

署名委員

署名委員